

# 令和6年度 神奈川県における訪問看護研修・講演会・シンポジウム等一覧

令和6年10月

## 【訪問看護ステーションの経営・管理】

研修名	目的・目標	定員 (人)	対象者 受講条件等	開催日	実施 団体	(参考)受講者の訪問看護就業期間(※目安としてご参照ください)					
						未就業～ 6か月	6か月～ 1年	1～3年	3年以上	3年以上 (管理者)	
						I(新人)	II(初級)	III(中級)	IV(上級)	V(上級)	
訪問看護マネジメント研修 ①カスタマーハラスメント対策 ②BCPを実践的なものにするために ③訪問看護ステーションの経営を考える(シンポジウム形式)	訪問看護ステーションの安定した経営・運営をするために必要な知識や技術を知り、自己の管理実践に活用することができる	各50	訪問看護ステーションのマネジメントに興味のある、または訪問看護ステーションに勤務している職員(他職種可)	①6/8 ②10/26 ③12/11	A						
訪問看護管理者研修	制度活用管理者研修会 ☆	150	神奈川県内の訪問看護ステーションの管理者(次期管理者候補を含む)等(管理者と共に参加の場合請求担当の事務職員)	4/20	B						
	初任管理者及び管理者フォローアップ研修会 ☆	各50	神奈川県内の訪問看護ステーションで就任後、約3年未満の管理者等(次期管理者候補を含む)	6/29 10/12	B						
	管理者スキルアップ研修会 ☆	40	神奈川県内の訪問看護ステーションの管理者等(管理者経験約3年以上)	12/7	B						
	労務管理		訪問看護ステーションの管理者・事務職	9/17	C						
	「人材育成のためのラダー活用術」	人材育成ラダーを活用し、人材育成・就労継続を支援する。		訪問看護ステーションの管理者	7/11	C					
	「訪問看護の経営セミナー」	訪問看護管理者・経営者としての知識、理解を深め質の高い訪問看護事業の展開を行う		訪問看護ステーションの管理者・経営者	6/29	C					
	新任管理者研修	横浜市内の訪問看護事業所の新任管理者および開設予定の管理者に向け、円滑な訪問看護事業の運営に向け管理者の人材育成・就労継続を支援する。		訪問看護ステーションの新任管理者	6/21	C					
	災害・感染対策研修会 能登半島地震～災害ナースが訪問して見えたもの	災害時、ナースに何が求められるかを学ぶ。		訪問看護ステーションの管理者・スタッフ	9/14	B					
	事業所自己評価研修(新規)	ガイドラインを活用した事業所の質の維持・向上		訪問看護ステーションの管理者	1/25	B					



【訪問看護基礎研修】

訪問看護師養成講習会 ☆	訪問看護を開始する看護師等が、訪問看護に必要な基本的知識・技術を修得する。	50	訪問看護を始める者、または従事者	5/31～11/13 (eラーニング+集合10日間+実習2日間)	A	←————→				
訪問看護入門研修 ☆	訪問看護における看護実践と就労状況の実際を知ること、看護実践への動機づけとする。実践に活用するために、訪問看護に関する制度やしぐみの基本を理解する。	各30	訪問看護ステーションへの就業に関心のある看護師	①集合8/7・実習8/8 ②集合10/9・実習10/10 ③集合1/15・実習1/16	A					
新任訪問看護師育成 人材育成全体研修 ☆	新任訪問看護師育成プログラム・マニュアルの活用研修を通じて、神奈川県内のどの訪問看護ステーションにおいても、新任訪問看護師に対して一定の教育ができる体制を整える。	100	神奈川県内の訪問看護ステーションの管理者・スタッフ	7/6 11/9	B	←————→				

【その他の研修】

重症心身障害児と家族の理解～NICUでの医療をとおして～★	NICUで治療、ケアを受けるこどもたちと家族、関わるスタッフたちの現状を知り、障害やいのちの大切さ・輝きを学ぶ。	400	看護学生	①10/4 ②12/10 ③12/18	A					
特定行為研修 ※2			訪問看護ステーションに勤務する看護師		※2	●————●				
訪問看護ハイレベル人材養成研修会 (訪問看護講師人材養成研修会)			要推薦 ※3		※3					●————●

【講演会・シンポジウム等】

令和6年度協議会テーマ研修 未来に繋げよう私たちの訪問看護！～ステーション運営の未来～ ～訪問看護のイノベーション～	訪問看護が直面している課題をつぶさに学び、次の一歩を考える。		訪問看護ステーションに勤務する職員	5/25 10/19	B	←————→				
管理者・スタッフ・事務職員研修「診療報酬改定研修」	訪問看護管理者・事務職員としての知識、理解を深め質の高い訪問看護事業の展開を行う		管理者・事務職員	5/16	C	←————→				
訪問看護入門研修	訪問看護の理解を深め、訪問看護の雇用確保・促進を図る	50	未就業者	12/8	C	↔				
訪問看護事例研究発表会(5～6事例)	訪問看護実践を共有し、質の高い訪問看護サービスについて考える		会員 病院看護師他	3/8	C	←————→				

※1 教育支援ステーション事業は、県内の医療圏において、地域の訪問看護師の知識技術の向上を目的とする研修。研修内容は各地域で異なる。(教育支援ステーションの研修計画へ)

※2 特定行為研修は、神奈川県内の施設のほか、全国の医療機関等で受講できる。県では、訪問看護ステーションに勤務する看護師が特定行為研修を受講する際に事業者が当該看護師に支払った経費の一部を補助している(R3年度～)

※3 厚生労働省が実施している「在宅医療講師人材養成研修会(高齢者を対象とした在宅医療、小児を対象とした在宅医療、訪問看護)」の1つ。全国訪問看護事業協会が受託し実施している。県からの推薦で参加できる。

◆.....▶ 点線の矢印は、キャリアラダーにも関連する研修

- ☆ 神奈川県医療整備・人材課所管事業
- ★ 神奈川県医療整備・人材課以外の県所管事業
- A 神奈川県看護協会の研修
- B 神奈川県訪問看護ステーション協議会の研修
- C 横浜在宅看護協議会の研修
- D 川崎市看護協会の研修